五　第四条第三項第一号に掲げる事項の変更
六　第四条第三項第二号に掲げる主要出資者の異動（主要出資者であった者が主要出資者でなくなること又は主要出資者でなかった者が主要出資者になることをいう。）
七　第四条第三項第三号に掲げる事項の変更
八　前各号に掲げるもののほか、法第四条第二項第二号から第八号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないもの
4　［略］
（帳簿の記載事項等）
第十三条　法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
［一～三　略］
四　衛星リモートセンシング記録の加工、複写又は消去の状況
五　［略］
［2・3　略］
（承継の認可の申請等）
第十四条　［略］
［2～4　略］
5　内閣総理大臣は、法第十三条第一項、第三項又は第四項の認可をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
（衛星リモートセンシング記録の提供の方法等）
第二十条　法第十八条第一項の衛星リモートセンシング記録の提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。
［一・二　略］
［2～4　略］
（認定の申請）
第二十三条　［略］
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　申請者に係る次に掲げる書類
イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類
［(1)・(2)　略］
(3)　使用人（第二十四条に規定する使用人をいう。以下この条において同じ。）に係る次に掲げる書類
［a・b　略］
ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類
［(1)・(2)　略］
(3)　法第二十一条第三項第一号ホの役員（第三項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類
［a・b　略］
［号を削る。］
［号を削る。］
［号を加える。］
［号を加える。］
三　前二号に掲げるもののほか、法第四条第二項第二号から第八号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないもの
4　［同上］
（帳簿の記載事項等）
第十三条　法第十二条第一項の内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
［一～三　同上］
四　検出情報電磁的記録の加工又は消去の状況
五　［同上］
［2・3　同上］
（承継の認可の申請等）
第十四条　［同上］
［2～4　同上］
［項を加える。］
（衛星リモートセンシング記録の提供の方法等）
第二十条　法第十八条第一項の衛星リモートセンシング記録の提供の相手方以外の者が当該衛星リモートセンシング記録を取得して利用することを防止するために必要かつ適切なものとして内閣府令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。
［一・二　同上］
［2～4　同上］
（認定の申請）
第二十三条　［同上］
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　申請者に係る次に掲げる書類
イ　申請者が個人である場合は、次に掲げる書類
［(1)・(2)　同上］
(3)　使用人（第二十四条に規定する使用人をいう。以下この条及び第二十九条第三項第一号において同じ。）に係る次に掲げる書類
［a・b　同上］
ロ　申請者が法人である場合は、次に掲げる書類
［(1)・(2)　同上］
(3)　法第二十一条第三項第一号ホの役員（第二十九条第三項第一号において単に「役員」という。）及び使用人に係る次に掲げる書類
［a・b　同上］
二　第七条に定める措置に関する書類
三　受信設備に係る次に掲げる書類
イ　受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法が記載された書類
ロ　申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る第八条の許可証の写し又は法第二十一条第四項の認定証の写し